

2024年7月1日改訂(第1版)

一般財団法人エン人材教育財団

2024年度海外進学奨学金

募集要項



<http://www.en-scholarship.jp>

1：エン人材教育財団の奨学金について

エン人材教育財団は「社会をよくするために懸命になれる人材」を社会に輩出することを目指し、教育事業を始めとした事業を展開しています。

SDGs17項目にもあるように、世界には多くの問題が横たわっています。日本も例外ではありません。世界の様々な問題と本気で向き合い、私たちの未来をよりよくする意志をもった人材は今後さらに必要となってきます。

本奨学金は『日本と地球の未来をよくする』ことに強い意志を持つ方を対象に、その第一歩として海外大への進学を支援することを目的に設立しました。世界中から集まる仲間と切磋琢磨し、懸命に学ぶ経験は、将来、世界の課題と向き合うために必ず必要となります。グローバルな視点から日本、世界を見つめ、卒業後の進路に向けての確かな基礎を作ってほしいと思います。

海外進学は決して限られた人だけに与えられた機会ではありません。意志はあるけれど、高額な費用や周囲の理解が得られないなどの理由で選択肢に入れることができない方もいるかと思います。そのような方にも最大限のサポートを行いますので安心してチャレンジしてください。

2：あなたに期待したいこと

まずは、異文化の中で懸命に学んでください。海外大学での学びは決して楽ではありません。強い意志で自らを鍛えあげてほしいと思います。また、大学での学びに限らず、世界から集まった仲間たちと大いに議論し、グローバルな視野を得てください。

卒業後は、それぞれの進路で懸命に努力を重ね、さらなる成長を目指してください。そして、近い将来、次は与える側となって、日本、そして世界をよりよくするために存分に力を発揮してください。

本奨学金では、特に、ビジネス、政治、行政などの分野での活躍を期待しています。

3：奨学金概要

日本国籍を有する、2025年6月末日までに下記教育機関を修了予定である方、またはすでに卒業した方を対象に、米国の大学に学士号を取得する目的で留学するために必要な学費及び生活費を4年間支給します。

日本国内の高等学校
日本国内の中等教育学校後期課程
日本国内の特別支援学校高等部
日本国内の高等専門学校
日本国内の専修学校高等過程
上記に準ずる海外の教育機関

在学中含め、当財団の支給基準に該当する限りは、支給した奨学金の返済は不要です。特に、海外への進学への意思は強くあるが、経済的な事情で断念せざるを得ない方に、積極的に支給を検討します。派遣前の研修含め、在学中も

4：求める人物像

- ①『日本と地球の未来をよくする』と益者になる強い意志を持っている人
- ②卒業後、ビジネス・政治・行政の分野で活躍したいと思っている人
- ③異文化から多くを学び、同時に、日本について世界の人々に誇りをもって語るができる人
- ④OBOGとして、後輩たちの支援に外部から協力できる人

5：対象となる大学・支援予定人数

- ①奨学金の対象となる大学および専攻分野

米国に所在し、エン人材教育財団が指定する大学リスト（『11: 対象大学』を参照ください）に掲載されている大学への留学を支援の対象とします。専攻分野の指定はありません。

- ②奨学生採用予定人数

2025年度は2～3名程度を奨学生として採用予定。

6：応募資格

- ①原則20歳以下で、2025年秋入学を目指す方
- ②志望大学の学部1年次での入学を希望する方（途中年次への編入および大学院への進学は対象外とします）
- ③当財団の指定する米国50大学（別紙参照）に進学予定または進学を希望する方
- ④在学期間中を通じて日本国籍を有する方
- ⑤国内の他の給付型奨学金（総額100万円以上）を受給していない方。但し、国内外の返済義務のある奨学金等との併給は可とします。※不明な点がある場合は、当財団にご相談ください。
- ⑥財団が主催する事前研修会（25年7月～8月の予定）に参加可能な方
- ⑦当該留学に必要な査証を確実に取得できる方
- ⑧本奨学金に応募する時点で未成年の場合は、保護者が留学を認める方

7：奨学金支給額

- ・実費支給：授業料・寮費（食費含む）、健康保険料、往復旅費交通費（年間1往復のみ）
- ・生活支援のための定額生活支援金（年間15000ドルを予定）

上記実費支給分については、年間80000ドルを目安に上限を設けず支給します。

※為替変動の関係で進学に必要な費用が当財団の設定する上限金額を大幅に超える場合は、個別に相談の上、できる限り高額な自己負担が発生しないよう支給金額を調整します。

8：奨学金の支給方法

大学から請求のある費用については、原則としてエン人材教育財団から所要経費を奨学生の指定する口座に振込み、奨学生自身が大学に支払います。ただし、大学の方針に応じて、エン人材教育財団より直接大学に支払う必要があれば、そのように対応します。また、生活支援金については、奨学生の指定する口座に振り込みます。詳しくは、給付が決定した方に対して個別に説明します。

9：奨学金の支給期間

大学卒業までの通算4年間とします。卒業時期は、入学年次から起算して5年以内を原則とします。休学の期間等、上記で定めた期間を超える期間の費用については支給しません。いずれの場合も、早めに当財団にご相談ください。

10：奨学金の支給開始時期

2025年8月下旬（予定）

※所定の書類が不備なく提出されたことが確認できた後に、奨学金の支給日を決定します。提出された書類に不備がある場合、不備が解消された後に奨学金を支給します。

11：対象校

スタンフォード大学 / マサチューセッツ工科大学 / ハーバード大学 / プリンストン大学 / カリフォルニア工科大学 / カリフォルニア大学バークレー校 / イェール大学 / シカゴ大学 / ジョンズホプキンス大学 / ペンシルベニア大学 / コロンビア大学 / カリフォルニア大学ロサンゼルス校 / コーネル大学 / ミシガン大学 / カーネギーメロン大学 / ワシントン大学 / デューク大学 / ニューヨーク大学 / ノースウェスタン大学 / カリフォルニア大学サンディエゴ校 / ジョージア工科大学 / イリノイ大学アーバナシャンペーン校 / テキサス大学オースティン校 / カリフォルニア大学デービス校 / ウィスコンシン大学マディソン校 / ブラウン大学 / ワシントン大学（セントルイス） / カリフォルニア大学サンタバーバラ校 / ノースカロライナ大学チャペルヒル校 / 南カリフォルニア大学 / ボストン大学 / ミネソタ大学 / パデュー大学ウェストラファイエット / カリフォルニア大学アーバイン校 / ヴァンダービルト大学 / オハイオ州立大学 / エモリー大学 / メリーランド大学カレッジパーク校 / ミシガン州立大学 / テキサス A&M 大学 / ライス大学 / ペンシルベニア州立大学 / マサチューセッツ大学 / フロリダ大学 / ロチェスター大学 / コロラド大学ボルダー校 / ピッツバーグ大学 / アリゾナ大学 / ダートマス大学 / ケースウエスタンリザーブ大学

12：奨学金の支給取り消しについて

奨学生としての採用決定後に、以下の事由が認められた場合、当財団の自由な裁量により採用を取り消します。

- ①応募資格・条件を満たしていないことが判明した場合
- ②応募内容等に虚偽の申告が認められた場合
- ③当財団の定める留学及び奨学金受給に関わる規約に合意していただけない場合
- ④当財団の指定する書類の提出が無かった場合
- ⑤当財団の奨学生としてふさわしくない素行等が認められた場合

在学中においても、下記のいずれかに該当する事実が確認された場合、当財団の自由な裁量により、未給付の奨学金の全部、または一部を停止します。また、確認された状況により、すでに当財団が支給した奨学金の全額、または一部について奨学生及び保証人に対して返還を求めることがあり、奨学生と保証人は返還する義務を負うものとします。返還を求められた奨学生及び保証人は、返還を求められた日から起算して5年以内に返還することを原則とします。

- ①応募資格③④⑤のいずれかを満たさなくなった場合
- ②在籍する大学から除籍となった場合
- ③在籍する大学を退学となった場合
- ④成績不良、病気、納期までに授業料等を支払えなかった場合やその他の事由により、入学年次から当財団の指定する期間での卒業が困難であると当財団又は大学が判断した場合
- ⑤当財団に提出をする（又は過去に提出をした）書類に虚偽の記載があった場合（同提出書類に関する虚偽の説明を含みます）。又は当財団に対して虚偽の説明をした場合
- ⑥国内の他の給付型奨学金の受給の意思表示を行った場合（なお、国内の他の給付型奨学金の応募行為は除きます）
- ⑦大学に支払うべき奨学金の私的流用（大学に対して授業料等を支払わない場合も含みます。）、違法行為、著しく公序良俗に反する行為、当財団の名誉を損なう行為等、奨学生として特に相応しくないと当財団が判断する行為があった場合
- ⑧事前の連絡なく、一定期間当財団との連絡が取れなくなった場合
- ⑨当財団の要請する、広報活動、後輩へのサポート等の活動に対し、非協力的な姿勢が継続される場合
- ⑩その他、当財団の催促、是正を求める行為等にも関わらず、改善が見られないと当財団が判断した場合
- ⑪前各号に準じる事由が生じた場合

13：奨学生の義務

本スカラシップ事業の奨学金を受給する方は、本事業の円滑な運営のため、以下を遵守することを義務とします。

①留学計画書の提出

留学の開始前および各学年の開始前に留学計画書を提出のこと（書式、内容は別途通知します）

②報告書類の提出

本スカラシップによる奨学金受給期間中の毎学期終了後速やかに以下を提出のこと

(ア) 各学期の出席証明書、成績証明書、報告書（書式、内容は別途通知します）

(イ) その他当財団から求められる書類・資料

③報告書類の再提出

【①】に定める報告書類の内容が不十分であると当財団が判断した場合

④変更届の提出

留学先の大学における専攻分野や所属する学部、現住所、連絡先等に変更があったとき及び生活、健康、学習、研究等において著しい変化があったとき。また、保護者において、保護者自らの現住所、連絡先等が変更になった場合

⑤終了報告

留学終了後原則として2か月以内。以下に定める書類を持参し、当財団に帰国報告（面談）を行うこと

(ア) 報告書（書式、内容は別途通知します）

(イ) 卒業証書（写し）

なお、やむを得ない事情により、2か月以内の帰国報告をすることが困難な場合は、事前に当財団にご相談ください。

⑥他大学への転入希望

希望する転入大学が当財団の指定する大学ではない場合、奨学金等の継続について当財団において改めて判断します。

14：広報活動等について

当財団では、本奨学金の目的を達成するために、奨学生と同じ志をもった方々からの積極的なエントリーを今後も期待しています。そのために必要な広報活動について、先輩及び OBOG として積極的な関与を期待しています。具体的には以下のような活動を想定しています。

- ①当財団の主催する関連行事への参加や広報活動（動画等の提出を含みます）
- ②雑誌、新聞などメディアからの取材を受ける際には、当財団の奨学生であることを明らかにしてください。また、取材を受ける際は事前事後にかかわらず、その旨を当財団に報告してください。
- ③奨学生は、他奨学金団体に自身の記事、写真等が掲載される可能性がある場合は、他奨学金団体に対して、当財団の奨学生であることの明示を依頼してください。

15：奨学生の写真、動画その他奨学生が作成した文書等の使用

当財団は、当財団及び本奨学金に関連する広報、コミュニティ活動などのために、奨学生が撮影した写真や動画、作成した文章等を無償で使用することができ、また、当財団が必要な範囲内で編集することができるものとします。

但し、奨学生の氏名など個人情報に関するものについては、奨学生本人の事前の了承を得たうえで掲載するものとします。

16：審査内容

①審査の流れ

書面審査、面接審査の二段階で行います。面接審査は原則当財団事務所での対面面接です。

※当財団の都合により、オンラインでの面接に変更する場合があります。

また、やむを得ない事情により当財団事務所に来所できない方にもオンラインでの面接を検討しますのでご相談ください。

②選考における審査の観点

以下に挙げる観点から、様々なお話を伺います。

基本は、事前に提出いただいている書類の内容を元にお話を伺います。

(1) 求める人材について

求める人材像（『4：求める人物像』参照）で示したような人材であるか

(2) 海外進学での学びについて

- ・進学の目的が明確であるか
- ・目的を達成させるために適切な「進学先」「勉強内容」であるか
- ・進学で得た成果を将来にどのように活かそうとしているか
- ・留学に対する情熱が見られるか

※面接で伺った内容は、審査関係者のみに共有され、外部に伝わることは一切ありません。

17: スケジュール、応募申請の流れ

- ①応募受付 : 2024年7月8日～8月5日
- ②書類審査 : 2024年8月上旬～中旬
- ③一次面接 : 2024年8月下旬～9月初旬
- ④最終面接 : 2024年9月中旬
- ⑤合格発表 : 2024年9月末を期日に個別に通知

※スケジュールは今後変更になる場合があります。最新のスケジュールは随時、本奨学金ホームページにてお知らせしますので、随時ご確認ください。（奨学金ホームページ <http://www.en-scholarship.jp>）

18: 応募の方法

応募は、応募学生等の情報及び応募書類をオンライン申請システムで登録いただいております。

■応募時提出書類

- ①在学中の GPA（米国式の 4.00 満点に直したもの）
 - ②その他学業成績テスト（必須ではありません）
- 対象となるテスト ※その他提出したいテスト結果がある場合は別途ご相談ください。
- ・ TOEFL-iBT
 - ・ IELTS
 - ・ SAT
 - ・ ACT
 - ・ IB
 - ・ GRE
 - ・ GMAT

19: 留学前の手続き等について

①留学前研修等への参加

本奨学金の支給対象者には、世界中の仲間たちに日本の歴史や、文化、現状について伝えられる力を発揮することを期待しています。そうすることで、世界から見た日本の良さや課題に気づき、大学での学びや将来の進路についても考えるきっかけにしていただきたいと思います。

そのために必要な学びの場を渡航前の期間に準備します。（2025年7月～8月頃を予定）

スケジュールなどの詳細は決定次第別途お伝えします。

本研修への参加は必須となります。

②奨学生登録書類・支給申請書類等の提出

奨学金の支給を受けるためには、所定の書類提出が必要です。様式、提出方法については採用決定後に個別にお伝えします。

③留学中の諸手続きに関わる提出

様式、提出方法については採用決定後に個別にお伝えします。

20: 留学計画等の変更

採用決定後に、居住地域等における天災、本人や家族等の病気、留学先大学等のやむを得ない事情により、留学内容や留学時期等に変更が生じることが明らかになった場合は、速やかに当財団に連絡してください。

変更後の計画内容について再審査を行います。計画変更が承認されない場合や、採用取消しになる場合もあります。

21: 受験上の配慮申請について

面接受験者のうち、身体等に障害があり、面接審査に参加するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じて受験上の配慮を行います。受験に際して支援を希望する学生等は、財団に連絡の上、申請方法等をご確認ください。